

# 7.16 「神奈川こころの自由裁判」

(神奈川予防訴訟)

7/28に控訴しました！

## 怒りに包まれた法廷 裁判長5秒で消える！

7月16日、横浜地裁（吉田健司裁判長）は、県立学校教職員170名（弁護団100名）が「卒業式・入学式における国歌斉唱時に起立・斉唱義務がないことの確認」を求めた「神奈川こころの自由裁判」で、原告の請求を「棄却」する判決を行った。横浜地裁101号法廷は傍聴者で満杯、法廷に入れないう多くの原告や支援者が外で見守るなか、裁判官はなんと一言「請求を棄却する」、逃げるように扉の向うに消えていったのだ。その間5秒。私たちは戸惑いと込み上げる怒りと悔しきで言葉も出なかった。

直後の報告集会は150名を越える参加者であふれ、弁護団から「棄却の理由はピアノ最高裁判決【註】と同じだ。一方的で乱暴な不当判決だ」と報告され、参加者が口々に「私たちの18回の陳述が全て無視された。絶対に許せない！」「高裁でたたかう！」「職場から声を上げていきたい！」という怒りの声を上げたのだ。

【註】東京都日野市立小学校の99年の入学式（「10・23 通達」以前）で「君が代」のピアノ伴奏をしなかったとして戒告処分を受けた音楽教諭が、都教育委員会を相手に処分取り消しを求めた訴訟の上告審判決が07年2月27日に出され、最高裁第三小法廷は「伴奏を命じた校長の職務命令は、思想・良心の自由を保障する憲法19条に反しない」との初判断を示し、教諭の上告を棄却。5裁判官中4人の多数意見で、藤田宙靖裁判官は反対意見を述べた。

## 一方で「儀礼的行為」他方で「愛国心」

判決は、第一に、「起立・斉唱は儀礼的行為だ」として、憲法19条「思想良心の自由」の侵害にはあたらないとした。しかも、多くの原告の証言・陳述を一切無視し、県側の主張ばかり取り入れたのだ。私たちは、「日の丸・君が代」に起立することでそれに対する「敬意を表明させられ」、それを児童・生徒の前で「範として」行うことを強いられている。判決はこの訴えを無視し、「起立・斉唱は、儀式・式典において当然されるべき儀礼的行為だ」などとして片付けたのだ。

第二に、判決は児童生徒への起立斉唱指導を「日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育て…国旗国歌を尊重する態度を育てる」ための「内心に対する働きかけ」として認めている。そして、教職員の不起立はその「教育効果を減殺するもの」とまで言っている。これは、教職員のみならず、児童・生徒への起立斉唱の強制を意味する。しかも「国を愛する心を育てる」ために、とまで踏み込んでいるのだ。

第三に、この判決はさまざまな「事実」をねじ曲げた乱暴な判決だ。例えば、県側の証人として下山田教育担当部長が法廷で「不起立者がいても式は混乱していない」ということを証言したにもかかわらず、判決では「教職員が定められた式次第に従わないという状況は、式に参列する（2面につづく）」



判決を伝える毎日新聞（7月17日付）

来賓や保護者に不信感を抱かせて対外的な信用を失墜するほか、式の円滑な進行の妨げとなるおそれがあることから…起立すべきことを命ずる必要性があることは否定できない」としたのだ。

## ▣ 愛国心教育の強化に反対しよう！ ▣

判決は、起立を「儀礼的行為」とすることで「内心の自由の侵害」はないとしながら、他方では、内心に踏み込む愛国心教育を必要なものとし、それに基づく職務命令を適法とした。いったいどこが「儀礼的行為」だということなのか。

教育基本法改悪を受けて学習指導要領が改訂され、小学校の音楽で「君が代を歌えるようにする」とされ、高校では、来年から「道徳教育」が先行実施される。はじめて高校で道徳教育の「全体計画」を立てさせられ、教師はそれに従った授業実践を強いられようとしている。その道徳教育の中心には愛国心教育が位置づけられている。

政府・文科省からすれば、「日の丸・君が代」の実施を抜きにした愛国心教育は考えられないものだ。儀式を通じて参加者の心情的な一体感を演出し、子どもの感性から作りかえることが狙われている。

なぜ、これほどまで学校教育での「国旗・国歌」の実施に固執するのか。政府が自衛隊の海外派兵を本格化させ「戦争の出来る国づくり」をすすめるための、国民意識の作り変えのためではないか。

この判決は、当局の主張の丸写しでしかも事実経過もでたらめ、弁護士にいわせれば一晩で書けるものだという。この判決文を読んでいると、裁判官に外から強い圧力がかかったのではと思われてくる。この不当な判決を何としても高裁でひっくり返さなければならない。また愛国心教育や「日の丸・君が代」の強制に反対する全国的なたたかいがない中で、私たちは学校職場から声を上げ、組合として運動を作っていかなければならない。教え子を戦場に送るな！

(7月28日、原告側は「地裁判決は最低の判決」として高裁に控訴しました)

(神奈川・N)